

一般社団法人環境・エネルギー事業支援協会 会員規則

(会員)

第1条 この規則は、一般社団法人環境・エネルギー事業支援協会（以下、「協会」という）
定款「第2章社員」に関し、必要な事項を定めるものである。

(会員の種別)

第2条 会員は、次の2種類とする。

(1) 正会員

当協会の目的及び旨趣に賛同して入会した法人・団体・個人。

(2) 賛助会員

当協会の事業を賛助するため入会した法人・団体・個人。

(入会)

第3条 会員になろうとする者は、協会の所定の会員申込書に入会金、年会費を添えて申込むものとする。

(入会金・年会費)

第4条 入会金・年会費の金額は、次の通りとする。

(1)

会員の種別	会員の区分	入会費	年間費/1口
正会員	法人・団体・個人会員	¥300,000	¥300,000
賛助会員	特別会員	¥100,000	¥300,000
	法人・団体会員	¥100,000	¥200,000
	個人会員	¥100,000	¥100,000

(2) 年会費は前納とし、既納の会費は、その理由の如何を問わず返還しない。

(3) 正会員

法人・団体・個人会員 : 環境・エネルギー事業を行う事業者

(4) 賛助会員（環境・エネルギー事業を行う事業者）

特別会員 : EPC業者・ゼネコン・発電事業者・発電関係企業

法人・団体会員 : IDの取得・燃料の供給を協会として斡旋する事業者

個人会員 : 情報を提供する事業者

(期間)

第5条 会員の期間は1年間(6月1日～5月末日)とする。毎年5月末日までに、次年度の会費を納入するものとする。但し、年度開始後の入会の場合は、年度内の月割で年会費を納入するものとする。

(更新)

第6条 会員の更新は、会員の納入により自動的に1年間更新されるものとする。

(退会)

第7条 退会は原則として、書面により退会届を提出するものとする。退会届の提出がない場合は、更新の意思があるものとして、更新の手続きをとるものとするが、年会費の納入が2ヵ月間ない場合は、退会したものとみなすものとする。

(会員特典)

第8条 会員は、次の特典を受けることができる。

(1) 法人・団体・個人会員

- ① 環境・エネルギー事業に関する情報の提供・相談及び懇親会等への参加
- ② 協会が主催するシンポジウム・セミナー等への優先参加
- ③ 協会が行う各種関連サービス

(会員の義務)

第9条 会員は次の義務を負うものとする。

- (1) 会員としての信用、品性を保つこと
- (2) 協会の諸行事に積極的に参加すること
- (3) 住所、氏名、電話番号等申込記載事項に変更があったときは、速やかに届出を提出すること

(会員資格の喪失)

第10条 会員は次の事由によるその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 青年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2ヵ月以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。